

令和2年(ワ)第28809号 損害賠償請求事件

原告(閲覧制限) 他1名

被告 北岡賢剛 他1名

最終準備書面要旨

2024年5月30日

東京地方裁判所民事36部合B3係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 角田 由紀子

弁護士 笹本 潤

最終準備書面である原告準備書面12の重要なポイントについて述べさせていただきます。

まず、事実認定の面では、被告本人尋問の際に、被告の北岡氏は原告2名に対する性暴力について重大な虚偽の作り話をしたと考えています。

特に原告1は中野サンプラザホテルの部屋における性暴力の際、その前の飲み会の時から泥酔させられ、ホテルの部屋に連れこまれた時も意識のない状態

で性暴力が行われました。それにもかかわらず、北岡氏はホテルの部屋で、原告1に「脱ぐ？」と聞いたら原告1が自分から服を脱いだと主張しました。しかし、原告1は意識すらなかったのものでこれは完全な作り話です。これが本当であったら本件訴訟が起きる前の交渉の時から同意の上での性的な行為だったと主張しているはずですが、そのようなことはなく、提訴から2年以上時間が経った今年の陳述書を提出する段階になって初めてこのようなストーリーを主張してきました。

また原告2とキスをしたという被告の主張も全くの虚偽で、これは陳述書にも書かれずに、提訴から3年も経った昨年12月の尋問の段階で初めて言ってきたことです。提訴前の交渉の段階でも、原告2とキスをするような関係があったなどとは一言も言っていませんでした。北岡氏のストーリーは全くの作り話です。このような北岡氏の証言は虚偽であるだけでなく、原告たちに対する2次加害にも匹敵すると考えます。

本件では、これら以外にも北岡氏の性暴力、セクハラ、パワハラが2007年以降合計で130もの不法行為に該当するとして訴えています。これだけ多くの性暴力・ハラスメントをしてきた人物は他にいません。しかも北岡氏は尋問の際に、真面目なことをしたら不真面目なこともするという振り子発言や、下ネタ発言、数多くのセクハラメール、原告1のおしりをさわったことに対して、冗談、しゃ

れ、ユーモアのつもりだったと平然と述べています。しかし、北岡氏は社会福祉法人の理事長をしていた人物です。社会福祉法人は、社会的弱者である障害者支援という目的を達成するため、役員には高い人権意識と倫理性が求められます。北岡氏の規範意識は非常に乏しく、社会福祉法人の役員の立場とは正反対のセクハラ言動を繰り返してきたと言えます。従って、その責任は厳しく問われなければなりません。

被告の北岡氏は、不法行為の3年の消滅時効も主張しています。これによると原告らに対する中野サンプラザホテル内での性暴力などは提訴まで3年以上経っているので消滅時効にかかる可能性があります。しかし、原告らよりも20歳も30歳も年上の上司からのセクハラや性暴力を拒否することは容易ではありません。原告2名は、障害者芸術の魅力のある仕事をしたかったため、北岡氏にたてつくとも仕事自体を失ってしまう可能性がありました。実際に、意に沿わないことを言うとパワハラもされました。いわば仕事に対するやりがいの人質にされて、長年にわたり性暴力、セクハラ・パワハラにさらされてきたのです。そのため、3年以上もの長期にわたって北岡氏を訴えることはできませんでした。このような加害者と被害者に上下関係がある中で起こった性被害の場合には、長い期間にわたって訴えられないのが普通です。ジャニーズの性被害事件でも、ジ

ジャーニー氏の生存中には被害を訴えることが困難でした。ジャーニー氏が仕事上の強大な権限があったから被害者は訴えることができなかったのです。この点は公開されているジャーニーズ問題の調査報告書でも指摘されています。本件の北岡氏の場合も同じような権力関係が見られます。

また、セクハラメールなどの性被害がひどい場合でも、原告らは北岡氏と毎日仕事を続行せざるをえず、そのため自己を守るために性被害にあったこと自体を忘れようという心理状態になります。そのため、体調に変調を来し、ひどい場合には原告1の場合のように解離性健忘症といって被害にあったこと自体が記憶からなくなる場合もあります。このような場合でも消滅時効にかかるというのはあまりに被害者に厳しい要求です。

以上のような性被害の加害者と被害者の関係性や、性被害における被害者の心理状態を考慮して、裁判所には消滅時効の成否を判断していただきたいと思っています。

私からは、準備書面12・第6本訴の社会的意義で述べたことのポイントを申し上げます。

性暴力被害者が長い沈黙を破って自己の尊厳の回復を司法手続きに求めるようになったのは、1990年代以降の事です。依拠した法律構成は不法行為法でし

た。他に利用できるものがなかったからです。被害者とその代理人が幾つかの経験を重ねるうちに、消滅時効の制度が被害救済には大きな壁になっていることに直面させられました。相談を受け、受任する代理人も不法行為の従来の枠の中での対応を試みてきました。性暴力被害の救済が法的に可能らしいということが社会で理解されるようになり、被害実態が明るみになるに従って、被害の多くは告発に至るまでには相当長い時間を経過しているものがあることが分かってきました。改正前の民法では、消滅時効は3年です。本件の原告たちがそうであるように、不法行為が適用される他の損害賠償事案とは大きく異なり、当事者本人が被害を受けたことに気が付くのにには時間を要するのです。それは性暴力被害が他の犯罪被害とは異なり、特殊のメカニズムをもっているからです。そのことは社会的・精神医学的に性暴力被害の実態が解明されていくにつれてわかってきました。消滅時効の制限時間内に法的救済に到達できないことは珍しくないことも徐々にわかってきました。

昨年、社会的に大きな注目を集めたジャニーズ事件はそのことをよく示しています。被害者が少年であったことも影響していると思いますが、被害を受けているという認識にはなかなか到達できませんでした。性暴力被害を人権侵害として捉え、個人の尊厳が奪われたと正しく認識するよりも、被害者に恥じることを要求する社会に私たちは生きているのです。その社会の在り方が、被害者が事

態を正しく認識することを妨げてきていたのです。そういう社会では、被害者が被害を認識したときには、消滅時効期間がとっくに過ぎていて、法的に救済を求めると自体が不可能になっているのです。

こんな不合理なこと、不正義が起きるのはなぜでしょうか。3年の消滅時効が規定された時の日本社会は、性が個人の尊厳の核にあるということ、性暴力被害は貞操侵害の問題ではなく、個人の尊厳のはく奪であることを知りませんでした。当然、不法行為法もそれを知りませんでした。

社会の進歩は人権への理解を深めてきました。ようやく、女性の性暴力被害の存在とその質を理解できるようになったのです。現在においてもそれを知らず、そのことを全く考慮せずに作られた3年の消滅時効を性暴力被害に適用するのは許されないことが明確になったのではないのでしょうか。社会の根本的変化の前に法の解釈を考える必要があります。

本件において、社会の変化に適合する判断が示されることは多くの被害者が待ち望んでいます。裁判所が古い規則にしがみつ়く組織ではなく、社会を良い方向へ変化させる力をもっている組織であることを示していただきたいと切望します。